

大石田町地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人敬天会が開設する大石田町地域包括支援センター（地域包括支援センター。以下「事業所」という。）が行う地域包括支援センターの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の主任介護支援専門員・社会福祉士・介護支援専門員・看護師が、地域に住む高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療・福祉の有効的活用と健康増進の役割を果たし包括的に支援する。また、地域の意見を汲み上げ、地域が抱える問題の解決に取り組むことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 住み慣れた地域で、家族や隣人と共に暮らす、健康で自分らしい生活を継続できる長寿社会のあり方を模索する。また、地域における様々な関係機関とのネットワークを結び地域包括ケアシステムの構築を図る。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 大石田町地域包括支援センター
- (2) 山形県北村山郡大石田町大字大石田甲 5 7 4 番地
- (3) 電話 0 2 3 7 - 3 6 - 1 5 2 0 FAX 0 2 3 7 - 3 5 - 2 1 2 7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長 1 名 (常勤、特別養護老人ホーム仁風荘施設長と兼務)
- (2) 事務部長 1 名 (常勤兼務) 所長不在時の代行を行う。
- (3) 管理者（主任介護支援専門員） 1 名 (常勤専従) 小玉千賀子
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。地域支援事業における介護予防事業、総合相談事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、要支援認定者に対する介護予防支援事業を行う。
- (4) 社会福祉士又は介護支援専門員 1 名 (常勤専従)
要支援認定者に対する介護予防支援事業、地域支援事業における介護予防事業、総合相談事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業を行う。
- (5) 看護師 1 名 (常勤専従)
要支援認定者に対する介護予防支援事業、地域支援事業における介護予防事業、総合相談事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業を行う。
- (6) その他の従業者
事務職員 1 名以上 (常勤兼務) 業務運営上必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日、8月13日、8月16日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第 6 条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容は次の(1)のとおりとし、介護予防支援を行った場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び大石田町が定める

基準によるものとする。なお、介護予防支援が法定代理受領サービスである場合は、利用者が支払うべき費用負担はない。

(※厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示額)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- (1) 提供方法と内容は、アセスメント(課題分析)、介護予防ケアプランの作成、サービスの仲介とサービス担当者会議の実施、サービスの実施、モニタリング(サービス状況の継続的な把握)と評価の各過程とその循環を行う。
- (2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は大石田町の区域とする。

(苦情の処理)

第8条 事業所は、自ら提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に対し、利用者又はその家族からの苦情を受け付け対応する。

受付日時 午前8時30分から午後5時30分
(土、日、祝日、12月30日から1月3日、8月13日、
8月16日を除く)
書面やFAXによる場合は24時間受け付ける。

(衛生管理)

第9条 感染症対応に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分に留意するものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、以下のように定めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
 - (4) 前号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため以下のように定めるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止の啓発・普及するための研修の実施
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 事業者は、虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所は、現に介護予防支援、地域支援事業の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は緊急連絡先への連絡を行うなどの必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下のように定めるものとする。

- (1) 事故が発生した場合等に、事実が報告されその改善策を従業者に周知徹底を図る体制を整備
 - (2) 事故が発生した場合の対応及び事故発生防止のための指針の整備
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的実施
- 2 利用者に対する介護予防支援、地域支援事業の提供により事故が生じた場合には、速やかに県と市町村、利用者の家族等に連絡を行う等必要な措置を講じる。なお、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 新任研修
 - (2) 現任研修
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を遵守するよう求める。
- 4 事業所は、職場におけるハラスメントの防止に関する規程に基づき、適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬天会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成24年5月27日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月23日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成28年12月23日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年6月17日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月23日）

この規程は、平成31年3月23日施行、平成30年4月1日より適用する。

附則（令和元年12月21日）

この規程は、令和元年12月21日施行、令和元年10月1日より適用する。

附則（令和2年7月4日）

この規程は、令和2年7月4日施行、令和2年4月1日より適用する。

附則（令和3年5月22日）

この規程は、令和3年5月22日施行、令和3年4月1日より適用する。

附則（令和4年4月23日）

この規程は、令和4年4月23日施行、令和4年4月1日より適用する。

附則（令和5年5月27日）

この規程は、令和5年5月27日施行、令和5年4月1日より適用する。

附則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。